

協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則

(平20. 10. 14)

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等について、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会の従業員における不公正取引を防止し、もって資本市場に対する信頼を確保することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 従業員

「協会の従業員に関する規則」第 2 条第 6 号に規定する従業員をいう。

2 上場会社等の特定有価証券等に係る売買等

金商法第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をいう。

3 法人関係部門

業務上、法人関係情報を取得する可能性が高い部門をいう。

(通 則)

第 3 条 協会は、従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関し、当該投資は、自己の健全な資産形成を図る観点から行うものであることに鑑み、法令、諸規則を遵守し、インサイダー取引、投機的利益を目的とした取引その他の不公正取引を行っているとの疑念を抱かれることのないよう努めなければならない。

(社内規則の制定)

第 4 条 協会は、従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関し、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

1 従業員の範囲に関する事項

2 売買等の手続に関する事項（他の協会への発注に関する事項を含む。）

3 法令諸規則に規定されるインサイダー取引、職務上知り得た特別の情報に基づく取引及び専ら投機的利益の追求を目的とした取引等の禁止行為に関する事項

4 その他協会が必要と認める事項

(法人関係部門に所属する従業員に係る売買等の自粛)

第 5 条 協会は法人関係部門に所属する従業員について、原則として自己が担当する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を自己のために行われないう社内規則に定めなければならない。

(管理態勢の充実)

第 6 条 協会は、従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的に検査を行わなければならない。

(協会の役員に対する準用)

第 7 条 この規則は、会員の役員（外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）、特定業務会員の特定業務を担当する役員及び特別会員の登録金融機関業務を担当する役員について準用する。

付 則

この規則は、平成21年3月1日から施行する。

付 則 (平25. 6. 18)

この改正は、平成25年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第1号を改正。

付 則 (平25. 12. 17)

この改正は、平成25年12月17日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第1号ニを改正。

付 則 (平27. 5. 19)

この改正は、平成27年5月29日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第1号本文を改正し、第2条第1号イからニを削除。
- (2) 第7条を改正。

付 則 (平29. 6. 30)

この改正は、平成29年8月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条第2号を削除。
- (2) 第4条第3号を改正し、第2号に繰り上げる。
- (3) 第4条第4号及び5号を各1号ずつ繰り上げる。